

経営者保証に
お悩みの中小企業の皆様へ



保証人を**不要**とする 制度のご案内



あなたの企業の一員に
 **京都信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF KYOTO



経営者保証を不要とする保証の取扱いについて

当協会における取組み

当協会では「経営者保証ガイドライン」の主旨を尊重し、一定の要件に該当される場合、保証人の提供を不要とする取扱いを行っています。

また、ガイドラインを一部充足されていない場合でも、信用保証料を上乗せすることにより、保証人を提供しないことを中小企業の皆さまが選択できる制度の取扱いもございます。

その他にも中小企業の皆さまの目的やライフステージに合わせた保証制度を各種準備しておりますので、本パンフレットまたは当協会ホームページをご参考ください。

京都信用保証協会
ホームページ



経営者保証とは

金融機関から融資を受ける際、経営者が債務の連帯保証人になることをいいます。

経営者保証ガイドラインとは

経営者保証には、経営の規律付けや資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を阻害する要因となる側面もあります。そのような課題に係る方向性を具体化することを目的とし、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自立的な準則として、策定されたガイドラインです。

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、検討することとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

※当協会保証付融資のご利用に際しては、取扱金融機関及び当協会の審査があります。

経営者保証を不要とする取扱い(3類型)

① 金融機関連携型

保証料率
上乗せ
なし

【BK 連携型】

要件

経営者保証に関するガイドラインに定める取組みが図られ、一定要件を満たしている方へ

詳しくは4ページへ →

② 財務要件型無保証人保証制度

保証料率
上乗せ
なし

【財務型】

要件

一定の財務要件を満たしている方へ

詳しくは4ページへ →

③ 担保充足型

保証料率
上乗せ
なし

【担保型】

要件

不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている方へ

詳しくは4ページへ →

3類型に該当しない・経営者保証ガイドラインを一部充足しない場合

事業者選択型経営者保証非提供制度

保証料率
上乗せ
あり

【横断的制度】

保証料を上乗せすることで、原則全ての保証制度において、保証人を不要とする取扱いができます。

詳しくは7ページへ →

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

保証料率
上乗せ
あり

【国補助制度】

事業者選択型経営者保証非提供制度の資格要件を充たしている方のうち、上乗せ保証料の一部を国が補助する制度です。(令和9年3月31日まで)

詳しくは7ページへ →

目的やライフステージに応じた保証制度

スタートアップ創出促進保証制度

保証料率
上乗せ
あり

創業時の資金調達の際に、経営者保証を不要とされたい方へ

詳しくは10ページへ →

小規模企業おうえん資金(ベース枠)

保証料率
上乗せ
なし

小規模企業者で、低金利による資金調達を希望される方へ

詳しくは11ページへ →

事業承継特別保証制度

保証料率
上乗せ
なし

事業承継の際に、経営者保証を不要とされたい方へ

詳しくは12ページへ →

流動資産担保融資保証制度

保証料率
上乗せ
なし

売掛金や在庫を担保とすることで、経営者保証を不要とする取扱いができます。

詳しくは14ページへ →

中小企業特定社債保証制度

保証料率
上乗せ
なし

適債基準を満たし、社債を発行することで、経営者保証を不要とする取扱いができます。

詳しくは15ページへ →

事業再生計画実施関連保証

保証料率
上乗せ
あり

【経営改善・再生支援強化型】

原材料価格高騰等の影響が続くなか、事業再生に取り組まれる方へ

詳しくは15ページへ →

プロパー融資借換特別保証制度

保証料率
上乗せ
なし

申込金融機関のプロパー融資で、経営者保証を提供している方へ

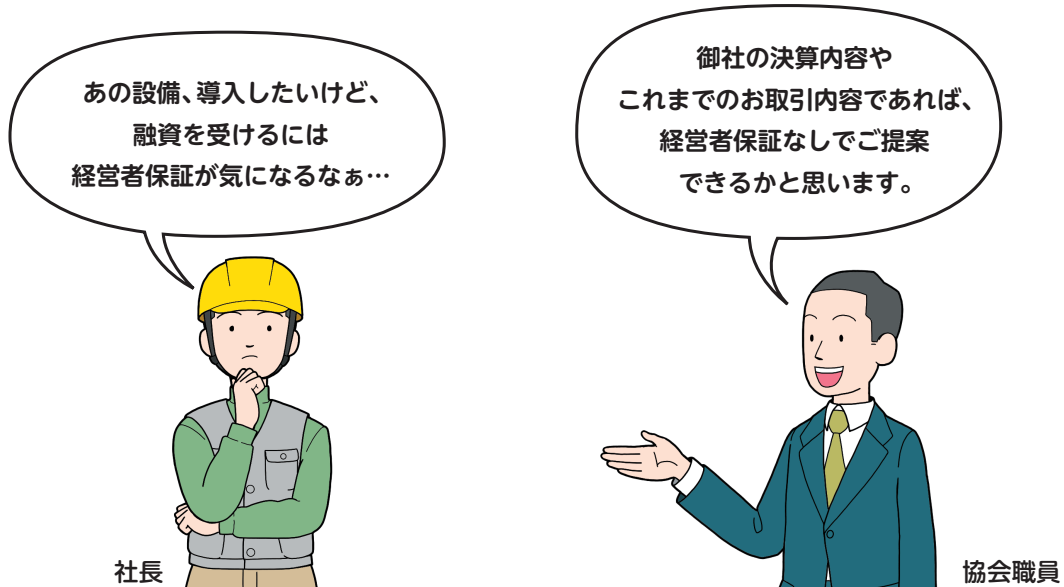
詳しくは15ページへ →



保証料率
上乘せ
なし

金融機関連携型・財務要件型・担保充足型(3類型)

まずはこちらをご検討ください



① 金融機関連携型

経営者保証に関するガイドラインに定める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」「経営の透明性確保」等が図られている(もしくは努めている)法人で次の要件を満たす場合、原則として全ての保証制度を対象に経営者保証を不要とした取扱いができます。

要件 申込金融機関において、次の①②のいずれかと、③を充足していること

- ① 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある
- ② 経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付き融資と同時に実行する
- ③ 「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない」かつ「直近決算期において債務超過でない」

② 財務要件型

一定の財務要件を満たす法人の場合、「財務要件型無保証人保証制度」を利用することで経営者保証を不要とした取扱いができます。

要件 直近決算において次の基準1～3のうちいずれかに該当する中小企業者

(①の要件を満たし、②又は③のいずれかを満たし、かつ④又は⑤のいずれかを満たす法人)

項目	基準1	基準2	基準3
① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

③ 担保充足型

次の要件を満たす法人の場合、原則として全ての保証制度を対象に経営者保証を不要とした取扱いができます。

要件 不動産(原則、申込人又は代表者所有)の担保提供があり、十分な保全(当協会評価に基づき100%以上)が図られている

※ 信用保証協会が設定している担保、もしくは金融機関設定担保で信用保証協会への提供が行われている。

①「金融機関連携型」必要書類

表

京都信用保証協会 御中 令和 年 月 日

「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書

金融機関本・支店名
代表者名
担当者 () 不在時連絡者 ()

協会の顧客番号	申込人 (法人)
---------	----------

申込金融機関として、申込人が、以下の条件に該当していることを確認しております。なお、各要件に係る判断は申込金融機関によるものです。

また、申込人に対して今後も適切に金融支援を行っていくとともに、信用保証協会の保証を付さない融資（以下「プロパー融資」という。）について代表者の個人保証を追加する場合は、信用保証協会の保証を付した融資（以下「保証付き融資」という。）においても代表者の個人保証を追加することについて貴信用保証協会と協議します。協議することは、申込人にも説明の上了承を得ております。

【確認項目】
次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	項目
<input type="checkbox"/>	【要件1】及び【要件3】の項目を満たす。
<input type="checkbox"/>	【要件2】及び【要件3】の項目を満たす。

【要件1】 次の項目に該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	項目									
<input type="checkbox"/>	経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。									
	<table border="1"> <tr> <th>プロパー融資の合計額 (①)</th> <th>経営者保証を付している金額 (②)</th> <th>保全額* (③)</th> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①-②-③)</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p><small>*担保による場合には申込金融機関の定めによる担保詳細に基づく保全額、保証会社等による保証の場合には保証額。なお、経営者保証を付した融資に紐づく保全額（抵当権等）は含まない。</small></p>	プロパー融資の合計額 (①)	経営者保証を付している金額 (②)	保全額* (③)	千円	千円	千円	経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①-②-③)		千円
プロパー融資の合計額 (①)	経営者保証を付している金額 (②)	保全額* (③)								
千円	千円	千円								
経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①-②-③)		千円								

【要件2】 次の項目に該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	項目									
<input type="checkbox"/>	本保証付融資と同時に、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を実行する。									
	<table border="1"> <tr> <th>本保証付融資と同時に実行するプロパー融資額 (①)</th> <th>経営者保証を付す金額 (②)</th> <th>保全額* (③)</th> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①-②-③)</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p><small>*【要件1】の場合と同様。</small></p>	本保証付融資と同時に実行するプロパー融資額 (①)	経営者保証を付す金額 (②)	保全額* (③)	千円	千円	千円	経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①-②-③)		千円
本保証付融資と同時に実行するプロパー融資額 (①)	経営者保証を付す金額 (②)	保全額* (③)								
千円	千円	千円								
経営者保証を不要とし、かつ保全がない金額 (①-②-③)		千円								

ウラ

次の項目に全て該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

項目
直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
令和 () 年 () 月期 決算 経常利益 () 円+減価償却費 () 円 =減価償却前経常利益 () 円
令和 () 年 () 月期 決算 経常利益 () 円+減価償却費 () 円 =減価償却前経常利益 () 円
直近の決算期において債務超過でない。
令和 () 年 () 月期 決算 純資産額 () 円

申込人について、次の(1)又は(2)のいずれかに該当していることを確認しております。下記①～③の項目に該当していること
③のうち該当していない項目がある場合は、別途、④に該当していること
上記(1)又は(2)のいずれに該当するかに関わらず、①～④のうち該当する項目には全て確認欄に○をつけて下さい。

項目
① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。
② 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
③ 適時適切に財務情報等が提供されている。
④ ①～③の中で該当していない項目があるが、下記理由により、経営者保証を不要と判断している（下欄に理由をご記入下さい。）
【理由】

【留意点】

【要件2】のプロパー融資額は、申込金融機関の定めによる与信額（個別貸付のみ場合は付額、極度貸付（当座貸越等）のみ場合は極度貸付額、両者が存在する場合は個別貸付額と付額を足した額）をご記入下さい。

【要件2】のプロパー融資額に、部分保証における金融機関負担分は含まれません。

【】における「直近（2期）の決算期」とは、記入日時時点で申告書提出期限が到来している最新の決算となります。また、各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入下さい。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

※書式は当協会ホームページ【金融機関の皆様へ】からダウンロードいただけます。

②「財務要件型」必要書類

京都信用保証協会 御中

令和 年 月 日

財務要件型無保証人保証制度 資格要件確認書

金融機関本・支店名

代表者名

担当者() 不在時連絡者()

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関は、申込人が直前の決算において①を満たしたうえ、次の②又は③のいずれか、及び④又は⑤のいずれかに該当し、次の(1)から(3)に掲げるいずれかの基準に係る資格要件を備えていることを確認しております。

〔資格要件〕

		基準（１）		基準（２）		基準（３）	
			該当事項 (0を付ける)		該当事項 (0を付ける)		該当事項 (0を付ける)
①	純資産額	5千万円以上 3億円未満		3億円以上 5億円未満		5億円以上	
②	自己資本比率	20%以上		20%以上		15%以上	
③	純資産倍率	2.0倍以上		1.5倍以上		1.5倍以上	
④	使用総資本事業利益率	10%以上		10%以上		5%以上	
⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上		1.5倍以上		1.0倍以上	

〔資格要件算出根拠…令和 年 月期決算〕

(単位：円、%)

① 純資産額

② 自己資本比率 = 純資産額 ÷ (純資産額 + 負債額) × 100
 % = ÷ (+) × 100

③ 純資産倍率 = 純資産額 ÷ 資本金
 = ÷

④ 使用総資本事業利益率 = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ 総資産額 × 100
 % = (+) ÷ × 100

⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ = (営業利益 + 受取利息・受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)
 =
$$\frac{(\text{営業利益} + \text{受取利息・受取配当金})}{(\text{支払利息} + \text{割引料})}$$

保証料率
上乗せ
あり

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度) 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度) ～金融機関連携型・財務要件型・担保充足型(3類型)等に該当しなかった方へ～

3類型等には該当しなかったが、
なんとか経営者保証なしで
融資は受けられないものか…



社長

保証料を上乗せすることにより
経営者保証を提供いただかなくても
ご利用可能な制度がございます。



協会職員

事業者選択型経営者保証非提供制度チェック

法人設立日後申告期限が
到来している決算が2期以上ある

法人設立日後申告期限が
到来している決算が1期のみある

法人設立日後申告期限が
到来している決算がない

保証申込受付日以前過去2年間(法人設立日から起算して保証申込受付日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している。

Yes

Yes

Yes

No

当社の代表者(代表者に準ずる者を含む)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない。

Yes

Yes

No

- 1 保証申込受付日の直前の決算において債務超過でない。
- 2 保証申込受付日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない。

①②すべてYes

①②いずれかYes

①②すべてNo

ご利用いただけます

保証料率上乗せ +0.25%

保証料率上乗せ +0.45%

「Noが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません

※ 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)は、事業者選択型経営者保証非提供制度の資格要件を満たしている方のうち、上乗せ保証料の一部を国が補助する制度です。(3年間の時限措置で、令和9年3月31日保証協会保証申込受付分まで実施)

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

制 度 名	横断的制度	国補助制度
資 格 要 件	<p>次の全ての要件を満たす法人である保証対象中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。</p> <p>(1)保証申込受付日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。</p> <p>(2)申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3)次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。 ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。</p> <p>(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5)信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。</p>	
保証限度額		8,000万円 (セーフティーネット4号、5号は別枠8,000万円)
保証期間	各制度要綱等の定めによる	【一括返済の場合】1年以内 【分割返済の場合】10年以内(据置1年以内)
貸付利率		金融機関所定金利
信用保証料率	<p>申込資格要件(3)①及び②に該当する場合： 当協会所定の保証料率+0.25%</p> <p>申込資格要件(3)①又は②に該当する場合、又は、法人設立後2事業年度未滿に該当する場合： 当協会所定の保証料率+0.45%</p>	<p>申込資格要件(3)①及び②に該当する場合： 0.70%～2.15%(所定料率に0.25%上乘せ)</p> <p>申込資格要件(3)①又は②に該当する場合、又は、法人設立後2事業年度未滿に該当する場合： 0.90%～2.35%(所定料率に0.45%上乘せ)</p>
保証料補助	各制度要綱等の定めによる	令和8年度:0.05% ※条件変更保証料は補助対象外
担 保	必要に応じ。無担保保険に係る保証は不要	不要
連帯保証人	不要	
必 要 書 類	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書	

※国補助制度の取扱期間…令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたもの

「横断的制度・国補助制度」必要書類

表

(令和6年1月18日制定)

京都信用保証協会 御中
申込金融機関 御中

令和 年 月 日

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住所 _____

(申込人) 法人名 _____

代表者名 _____

【事業者の選択】

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記〔確認項目〕①に該当する場合は0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の可否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

【誓約事項】

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

- 保証の委託の申込みをした日(以下「申込日」という。)以降においても、次の(1)及び(2)を遵守します。
 - 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - 申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- 上記1.の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。
- 保証料補助(注)の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

(注)「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%(※)が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

(裏面に続く)

ウラ

【項目】
いずれかに該当する(該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。)

項目	資格要件	保証料率 上乗せ
①	【要件1】【要件2】及び【要件3】(1)、(2)の全ての項目を満たす。	0.25%
②	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】(1)又は(2)のいずれかを満たす。	0.45%
③	法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
④	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

【確認】

①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。④については【要件3】(1)及び(2)の数値を入力するうえ、いずれかに該当することを確認する場合に○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェックの要件確認欄への記入は不要です。

要件確認欄			項目
②	③	④	
			【要件1】 申込日以前過去2年間(法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
			【要件2】 申込日の直前の決算において、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当社の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
			【要件3】 (1) 申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。 直前決算期：令和○年○月期 純資産額()円
			【要件3】 (2) 申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 直前決算期：令和○年○月期 経常利益()円+減価償却費()円 =減価償却前経常利益()円 直前決算前期：令和○年○月期 経常利益()円+減価償却費()円 =減価償却前経常利益()円

【上の留意点】

の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費にソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【況記載欄】

【事業者の選択】及び【誓約事項】について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおりおこないます。

認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関確認者
年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1. 電話 <input type="checkbox"/> 2. 対面面談 <input type="checkbox"/> 3. オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4. その他()	

金融機関として、上記全てを確認しています。

令和○年○月○日

金融機関本・支店名 _____

代表者名 _____

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)を活用した京都府・京都市協調融資制度がございます。国補助制度との違いは次のとおりです。

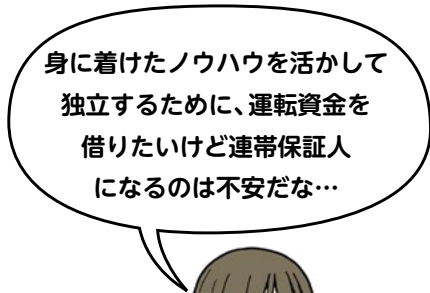
制度名	京都府・京都市協調融資制度 「一般資金(事業者選択型経営者保証非提供促進保証制度)」
資格要件	京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6か月以上継続して同一事業を行っている法人で、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)の保証対象要件を満たす中小企業者、組合又は特定非営利活動法人
貸付利率	金融機関所定金利(固定金利)



保証料率
上乗せ
あり

スタートアップ創出促進保証制度

～創業時の資金調達の際に、経営者保証を不要とされたい方へ～



身に着けたノウハウを活かして
独立するために、運転資金を
借りたいけど連帯保証人
になるのは不安だな…

社長



創業者を対象とした
経営者保証なしで
融資を受けられる
保証制度がございます。

協会職員

制度名	スタートアップ創出促進保証制度	京都府京都市中小企業融資制度 創業支援資金(無保証人型)
資格要件	<p>①これから法人を設立する創業予定者、法人設立後5年未満の創業者及び法人成り企業(個人創業時から5年未満)が対象。</p> <p>②税務申告1期末終了者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要</p>	<p>京都市内で新たに事業開始・分社化しようとする方(事業開始等から5年未満の方含む(ただし、個人創業の方は対象外、税務申告1期末終了者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要))</p> <p>〈融資限度額拡大に係る追加要件〉</p> <p>①府・市指定起業家育成セミナー等を修了した方*</p> <p>②商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンターの経営支援を受けた方*</p> <p>③府・市指定インキュベート施設に入居している方</p> <p>④事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している方</p> <p>⑤府・市との連携等のもとに保証協会が取り組む伴走支援を受けた方</p> <p>⑥市町村による認定特定創業支援等事業の支援を受けた方</p> <p>※これから事業開始等しようという方については、セミナー修了・経営支援完了後3年以内に事業開始等を行うことが必要です。</p>
保証限度額	3,500万円	1,500万円 、追加要件を満たした場合は、 3,500万円 (※④の場合は取扱金融機関からの独自融資での借入額の範囲内)
保証期間	10年以内 (必要に応じ1年以内の据置可) ※ただし、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能	10年以内 (必要に応じ2年以内の据置可) ※ただし、プロパーとの協調融資又はプロパー融資残高がある場合は据置期間を3年以内とすることが可能
融資利率	金融機関所定金利	年1.2% (固定金利) (※④の場合は金融機関が定める固定金利)
信用保証料率	年1.20% (創業関連保証の1.00%に0.20%上乗せした保証料率)	年0.70% (創業支援資金[創業型]に0.20%上乗せした保証料率)
担保・保証人	不要	
必要書類	創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)	

保証料率
上乗せ
なし

小規模企業おうえん資金〈ベース枠〉

～小規模企業者で低利率、かつ経営者保証を不要とされたい方へ～

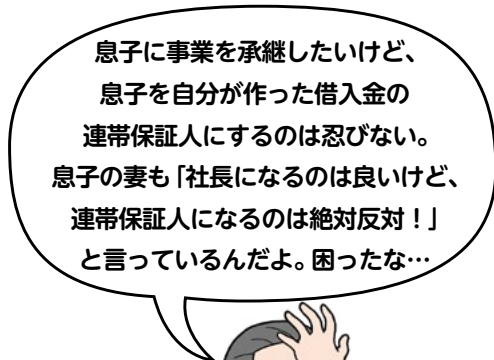


制度名	京都府京都市中小企業融資制度 小規模企業おうえん資金〈ベース枠〉																				
資格要件	<p>京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で1年以上継続して同一事業を行っている小規模企業者、小規模組合又は特定非営利活動法人</p> <p>《小規模企業者》…常時使用する従業員20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))は5人以下 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</p> <p>《小規模組合》 事業協同小組合、企業組合(その事業に従事する組員20人以下) 協業組合(常時使用する従業員20人以下)</p> <p>《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人(常時使用する従業員20人以下) (医業を主たる事業とする特定非営利活動法人に限る) ※京都府税及び京都市税(京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ)の滞納がないこと</p>																				
保証限度額	<p>2,000万円〈事業実績が6カ月以上1年未満の場合は合計500万円まで利用可〉 ※保証協会のすべての保証付き融資残高を含み、2,000万円以内</p>																				
保証期間	<p>10年以内 〈原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、6カ月以内の据置可〉</p>																				
融資利率	<p>年1.2%(固定金利)</p>																				
信用保証料率	<p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	信用保証料率	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
信用保証料率	1.80	1.60	1.45	1.25	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50												
担保・保証人	<p>不要</p>																				

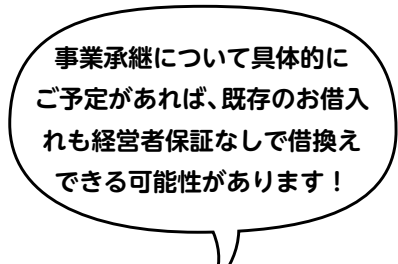
保証料率
上乘せ
なし

事業承継特別保証制度

～事業承継時に経営者保証を不要とされたい方へ～



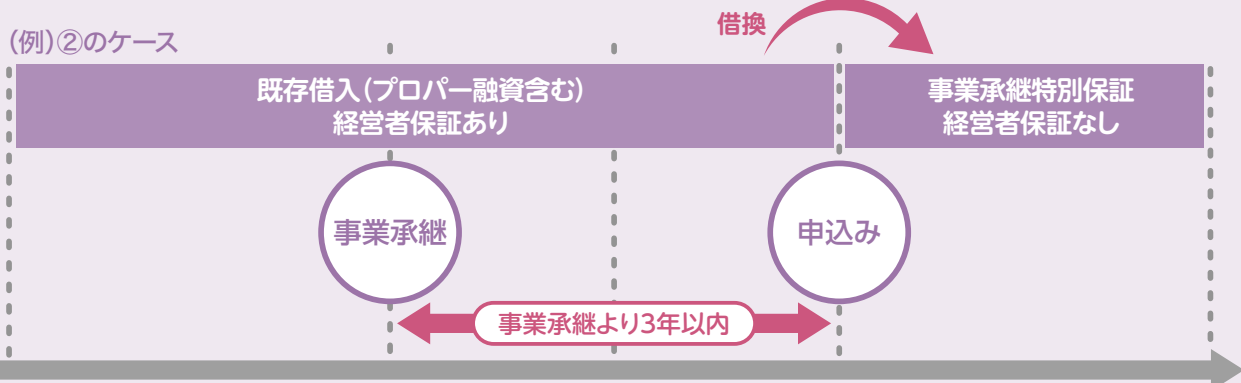
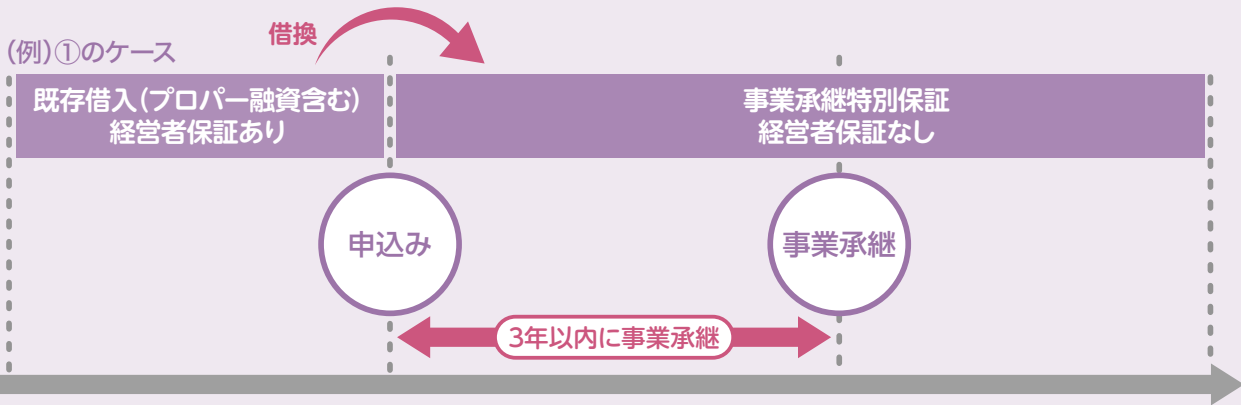
社長



協会職員

事業承継特別保証制度の対象者

対象：①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は②一定期間内に事業承継を実施した法人に該当し、右表資格要件③に該当する中小企業者



令和2年1月1日

令和7年3月31日

制度名	事業承継特別保証制度	京都府京都市中小企業融資制度 事業承継支援資金 (無保証人型)	京都府京都市中小企業融資制度 事業承継支援資金 (無保証人借換型)
資格要件	京都府内に営業所又は事業所があり、原則府内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者等		
	以下の①または②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者の方(個人は対象外) ① 保証申込受付日から 3年以内に事業承継を予定 する事業承継計画を有する法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、 事業承継日から3年を経過していないもの		以下の①および②に該当し、かつ、③に該当する中小企業の方(個人は対象外) ① 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けており、認定申請日から 3年以内に事業承継を予定 する法人 ② 代表者が金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていると認められる法人
	③ 下記の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たすこと なお、(1)から(3)までについては、保証申込受付日の直前の決算によるものとし、(4)については、保証申込受付日に満たしていることとする。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がなく	③ 下記の(1)から(5)までに定める全ての要件を満たすこと なお、(1)から(3)までについては、保証申込受付日の直前の決算によるものとし、(4)については、保証申込受付日に満たしていることを要し、(5)については作成日から3箇月以内に保証申込を行うことを要するものとする。 (1) 資産超過であること (2) EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること (3) 法人・個人の分離がなされていること (4) 返済緩和している借入金がなく (5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる確認項目のうち、必要な要件を専門家の判断のもと充足していること	
保証限度額	2億8,000万円		
保証期間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)	10年以内(分割返済のみ)	
融資利率	金融機関所定金利	年 1.20%(固定金利)	
信用保証料率	基準料率:年0.45%~1.90% 特別料率:年0.20%~1.15%(中小企業活性化協議会からガバナンス体制の整備に関するチェックシートの確認を受けた場合)	年0.00%~0.95% (左記特別料率より0.2%引き下げ)	
担保	必要に応じ		
連帯保証人	不要		
必要資料	(1) 事業承継計画書、(2) 財務要件等確認書、(3) 借換債務等確認書、(4) 他行借換依頼書兼確認書、(5) ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ※ただし、(5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシートについては、「事業承継特別保証制度」は保証料割引(特別料率)を受ける場合には必須、「京都府京都市中小企業融資制度 事業承継支援資金(無保証人型、無保証人借換型)」は必須となります。 なお、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートは、専門機関がすべての確認項目を満たすと判断したものが必須となります。		

※専門機関…京都府事業承継・引継ぎ支援センター及び京都府中小企業活性化協議会
※添付資料については、当協会ホームページで確認してください。



保証料率
上乗せ
なし

流動資産担保融資保証制度

～売掛金や在庫を担保にして経営者保証を不要とされたい方へ～

来期の仕込みの資金調達が必要だなあ。
大口の取引先からの入金もまだまだ先だし、
借入するにしても連帯保証人にはなりたくないし、
かといって担保にいれる不動産もないしなあ…



酒造会社社長

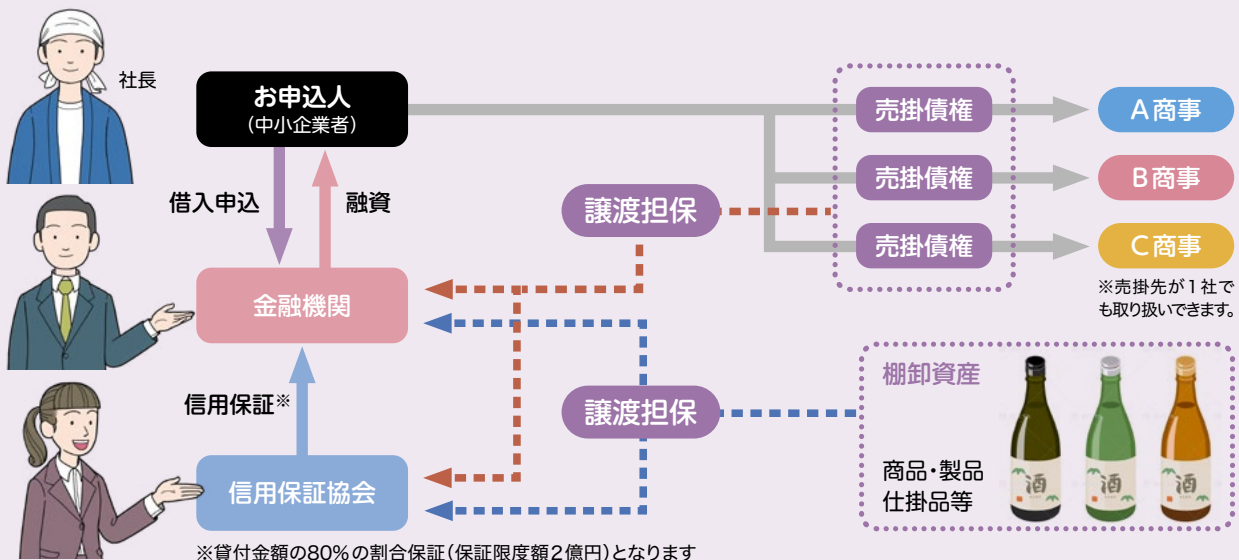
御社の売掛金や在庫を担保に
ご提供いただければ、
経営者保証なしで資金調達が
可能な制度がございます。



協会職員

流動資産担保融資保証制度

中小企業者の資金調達手段の円滑化・多様化を図るため、流動資産(売掛債権および棚卸資産)を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、経営者保証を不要とすることができます。



資格要件	流動資産(事業者に対する売掛債権または棚卸資産)を保有する中小企業者
保証限度額	2億円以内(保証割合80%の割合保証)
保証期間	(1)根保証…1年 (2)個別保証…1年以内
融資利率	金融機関所定金利
信用保証料率	年0.68%
担保	申込人の有する流動資産のみを譲渡担保として徴求する(金融機関と協会の準共有)
連帯保証人	不要

保証料率
上乗せ
なし

中小企業特定社債保証制度

中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、信用保証協会が一定の要件を充たす中小企業者が発行する社債(私募債)について保証を行う制度です。

資格要件	要件	項目	基準1	基準2	基準3	充足要件
	①		純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上
②		自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
③		純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④		使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
⑤		インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	
保証限度額	4億5,000万円以内(発行額 5億6,000万円以内)(保証割合80%の割合保証) ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く他の保証と合計で5億円を限度とする					
保証期間	2年以上7年以内					
融資利率	金融機関所定金利					
信用保証料率	年0.45%~1.90%					
担保	保証金額2億円以内は原則不要					
連帯保証人	不要					

※上の基準1~3のうちいずれかに該当する中小企業者である会社

※直前決算において①の要件を満たしたうえ、②又は③のいずれかを満たし、かつ④又は⑤のいずれかを満たす必要があります。

保証料率
上乗せ
あり

事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度

資材高騰や物価高、人手不足の影響等を受けた中小企業者が認定支援機関等の助言を受けて作成した事業再生計画に従い資金調達する際、保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とした取扱いができます。

資格要件	産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従い、事業再生を行う中小企業者
保証限度額	2億8,000万円(組合等は4億8,000万円)
保証期間	【一括返済の場合】1年以内 【分割返済の場合】15年以内(据置3年以内)
融資利率	金融機関所定金利
信用保証料率	責任共有の場合 1.00%、責任共有外の場合 1.20%
保証料補助	責任共有の場合 0.60%、責任共有外の場合 0.80%(事業者負担0.40%) ※免除対応による保証料上乗せ分についても国の補助あり。ただし、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外。
担保	必要に応じ
連帯保証人	不要
必要書類	・資格要件に規定する計画書 ・経営者保証免除対応確認書

保証料率
上乗せ
なし

プロパー融資借換特別保証制度

申込金融機関のプロパー融資で経営者保証を提供している中小企業者であって、一定の財務要件等を満たす場合、プロパー融資を借換する際に経営者保証を不要とした取扱いができます。

資格要件	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者。ただし、(1)から(3)までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、(4)については、信用保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率が基準値以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと
保証限度額	2億8,000万円以内(組合等は4億8,000万円以内)
保証期間	【一括返済の場合】1年以内 【分割返済の場合】10年以内(据置1年以内)
融資利率	金融機関所定金利
信用保証料率	年0.45%~1.90%
担保	必要に応じ
連帯保証人	不要

金融機関のご担当者様へ

【経営者保証を徴求する場合について】

下記様式「**経営者保証に関するガイドライン**」等に係るご説明により、経営者保証ガイドラインの趣旨を金融機関の方から説明いただき、経営者保証を提供することを確認されましたら、確認チェック欄にチェックの上、申込書類に添付をお願いします。

京都信用保証協会

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

本紙の内容を申込人〔法人名： 〕に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。
 (確認日 年 月 日 金融機関確認者)
 ※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック(☑)を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い (信用保証料の上乗せなし)

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類型	要件
金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保残がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保残が図られている。
その他	個別の事案において、経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められること。

2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度 (信用保証料の上乗せあり)

信用保証協会では、次の(1)～(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。

- 過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- 直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- 次の両方又はいずれかを満たすこと。
 - 直近の決算において債務超過でない。
 - 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。
- 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。
- 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

また、上記以外にも経営者保証を不要とする制度等もございますので、詳細については各信用保証協会までお問い合わせください。

【「経営者保証に関するガイドライン」とは】

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」といいます。）の経営者による個人保証（以下「経営者保証」といいます。）には、経営者の規律付けや信用補完として資金調達に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が頓挫に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化するを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインの詳細につきましては、日本商工会議所（<https://www.jccior.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zeninkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。

1. 保証契約の必要性等に関するご説明

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、以下の点について、主たる債務者と保証人に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

イ) 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足する見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について、主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

- 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- 法人から適時適切な財務情報等が提供されている。
- 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

ロ) 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

ハ) 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。イ)に例示した要件や金融機関の支援状況も踏まえた上で経営者保証が不要であると判断される場合は、借換え又は条件変更により経営者保証を解除することができます。

2. 保証金額に関するご説明

本ガイドラインでは、対象債権者は、保証契約を締結する際には、経営者保証に関する負担が中小企業の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定することとされています。

このような観点から、信用保証協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、以下の内容を信用保証委託契約書（またはその附帯契約書）に規定しています。

保証人が信用保証委託契約に基づく保証債務の整理について2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則した整理を申し立てた場合には、信用保証協会はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努める。

なお、経営者保証に係る保証金額は、信用保証協会が金融機関と協議した上で決定されることとなります。

また、本ガイドラインでは、保証債務の履行請求額は、一定の基準日における保証人の資産の範囲内とし、基準日以降に発生する保証人の収入を含めないこととされていますが、ここにいう一定の基準日とは、保証人が保証債務の整理を金融機関等に申し出た日（保証人等が保証債務に関する一時停止や返済猶予の申請を行った場合は、一時停止や返済猶予の効力が発生した日）となります。

以上
おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、各信用保証協会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

京都信用保証協会

	住所	電話番号	業務区域
本所	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78番地 京都経済センター5階	(075)354-1011	京都市 向日市 長岡京市 乙訓郡
山城支所	〒611-0033 宇治市大久保町上ノ山37番地の3	(0774)43-8822	宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市
南丹支所	〒621-0052 亀岡市千代川町千原2丁目6番11号	(0771)22-1041	亀岡市 南丹市 船井郡
中丹支所	〒620-0804 福知山市石原2丁目24番地	(0773)27-6156	福知山市 綾部市 舞鶴市
丹後支所	〒629-2503 京丹後市大宮町周枳小字古屋敷1925番地1	(0772)68-0601	宮津市 京丹後市 与謝郡